

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（512））

2. 日時：平成29年11月28日 13時30分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他5名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、11月7日に提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「冷却するための設備」、「50条原子炉格納容器内の過圧破損を防止するための設備」及び「1.7原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- これまでも指摘しているが、同一の施設・設備であっても資料ごとに記載された名称が異なっていることから、資料全体を見直して名称の統一を徹底すること。
- 重大事故等時の対応手段選択フローチャートについて、格納容器破損防止に係る全体版のフローチャートと技術的能力1.7関係のフローチャートで記載が異なる点を確認し、必要な修正又は異なる場合はその理由を説明すること。
- 格納容器ベント停止の判断基準が、『残留熱除去系又は代替循環冷却系、可燃性ガス濃度制御系及び可搬型窒素供給装置が使用可能と判断した場合』であることが明確になるよう、手順とフローチャートの記載を見直すこと。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・なし